

# 職員退職手当支給規程

# 職員退職手当支給規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人栃木県雇用開発協会（以下「協会」という）就業規則第37条の規定に基づく退職手当（以下「手当」という）に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2章 退職手当

(手当の支給)

第2条 この手当の支給は、協会の職員であって1年以上勤務した後に退職し、または死亡したときに支給する。

2. 職員の死亡による退職のときはその遺族に支給する。

(支給額の限度)

第3条 この手当の支給額は、退職の日における当該職員の俸給月額に別表「職員退職手当支給割合表」による支給割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第4条 この手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

2. 前項の勤続期間中1年未満の端数があるときは、6か月未満のときは切り捨て、6か月以上のときは1年とする。

3. 第1項の勤続期間中協会の職員就業規則第29条による休職の期間があるときはその期間を除くものとする。

4. 第1項の勤続期間中協会の育児休業規程第5条及び介護休業規程第5条による休業期間があるときはその期間を除くものとする。

(支給の制限)

第5条 この手当は、次の各項の一に該当した職員には支給しない。

(1) 懲戒免職の処分を受けたとき

(2) 刑事事件により禁固以上の判決を受けたとき

(3) 本人の責めに帰すべき事故により解雇され、または退職したとき

第6条 第2条第2項に規定する遺族は、労働基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第42条を適用する。

2. 退職手当を受ける順位は施行規則第43条を準用する。

### 第3章 退職手当資金の積立

(退職手当資金の積み立て)

第7条 この手当に充てるため、毎年予算の定めるところにより、その資金を積立てるものとする。

#### 附 則

1. この規程は、昭和58年5月30日から適用する。
2. この規程は、昭和61年5月26日から適用する。

(経過措置)

この規程の適用の日の前日に職員としている者に係る職員退職手当支給割合は旧支給割合表によることとする。

3. この規程の改正は平成元年5月26日から適用する。
4. この規程の改正は平成3年5月24日から適用する。
5. この規程の改正は平成16年4月1日から適用する。
6. この規程の改正は平成19年4月1日から適用する。

(別表)

職員退職手当支給割合表

勤続年数	1	2	3	4	5
支給割合	0.72	1.44	2.16	2.88	3.60

勤続6年以上についても1年につき100分の72の支給割合とする。